

会計年度任用職員 勤務条件予定 [令和8年4月採用予定]

(重度障害者医療・自立支援医療業務員)

○任用形態

フルタイム会計年度任用職員

○任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- ・次年度以降も任用の必要性があり、かつ、勤務成績が良好な場合は、65歳に達する日の属する年度末を限度とし、再度の任用を行うことがあります。
- ・任用時はすべて条件付とし、原則として任用後1か月を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

○業務内容

重度障害者医療・自立支援医療業務

○勤務時間

週38時間45分(月～金 午前8時45分～午後5時15分 休憩時間45分)

○休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

○休暇

年次有給休暇、特別休暇、介護休暇等

○給与

月額 222,333円(地域手当11%を含む。)

○諸手当等

貝塚市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき、地域手当、通勤手当、期末手当、退職手当等を支給します。

○社会保険

厚生年金、共済組合(短期組合員)、雇用保険(6か月間のみ)及び厚生会に加入します。勤務が継続して1年を超えた場合(2年目以降)は共済組合(長期組合員)へ移行します。

○服務

地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定を適用します。

○その他

任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。